

武豊町 1 2 月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第一の質問は、図書館の管理・運営の改善と拡充を求める問題についてであります。

過日の行政報告の中で、図書館の管理・運営に指定管理者制度を導入する方針を明らかにし、業者の選定も終わったと報告がありました。

言うまでもなく、図書館は、社会教育の一翼を担う重要な機関として、図書館法の規定に基づいて設置され、町直営で管理・運営されてきました。指定管理者制度を導入して、民間業者に管理・運営を委託することによって、本来の図書館機能が損なわれ、質の低下が危惧されるところであります。

この機会に、業者任せにせず、町の方針を明確にして図書館機能の改善・強化を図り、併せて住民の期待とニーズに応える抜本的な措置を講ずることを求めたいと思います。

まず初めに、予てより、図書館の開館時間の延長を求める声があり、何度も議会で取り上げられてきました。他の公共施設に準じて、午後 9 時までの開館時間延長を求めるものですが、見解を伺いたい。

次に、全面的な業者任せは許されません。町・教育委員会の施策・方針が堅持される必要があります。

具体的には、図書館長に、司書資格を持つ有力・有能な町職員を配して担保すべきであります。併せて、図書館協議会の権能を強化することも検討すべきであります。見解を伺いたい。

第 3 に、図書館法第 3 条には、図書館奉仕について具体的な規定があります。これまでも議論してきたところでありますが、第 5 項に「分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと、とあります。この際、この規定に基づく本町における具体化を検討されたい。

第 4 に、同条第 9 項には、「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること、とあります。

この規定に基づいて、学校図書館をいっそう拡充するとともに、町立図書館の分館として位置づけ、連携・協力関係を拡充されたい。また、学校図書館法第 4 条第 2 項の規定に基づいて、支障のない限度において、一般公衆に利用できる措置を講じられたい。

また、学校、公民館、老人憩いの家、保育園、支所などの公共施設にブックポストを設置されたい。

第 5 に、図書館には町民の約 70% が登録して個人情報保有されています。その個人情報

報の安全をどのように確保するのか、具体的方策を明らかにされたい。

第6に、図書館の施設整備の一環として、ICタグを装着して書籍をリーダーの上に置くと、その書籍の内容が表示されるシステムを導入されたい。

第1問の質問を、以上で終わります。

答弁・再質問

各務正巳教育部長答弁：大項目の1点目、図書館の関係について、順次、お答えをさせていただきます。

1点目、午後9時までの開館時間の延長ということであります。

今回、指定管理者制度を導入するに当たりまして、既にご報告をさせていただいておりますように、1日2時間の開館時間の延長を予定をしております。

当館の現在の利用状況を考慮し、開館時間を1時間早め午前9時から、閉館時間を1時間延長し午後7時までとする予定であります。

最近、ご高齢の方のご利用も大変増えておりまして、また、夏休みなどには子どもたちの利用が多いことから、午前9時開館は喜ばれることと思っております。

また、近隣市町にお住まいの方々につきましても、午後6時閉館では本の返却しかできませんが、あと1時間閉館時間を延長することによりまして、また別の本を選んで借りる時間的余裕ができます。

これまで利用していただけなかった方々の新たな利用拡大が期待できるものと思っております。

現在、知多半島におきまして一番遅くまで開館している図書館が午後8時までの市町が1館ございます。その他の図書館は、午後6時と午後7時が同数で4館ずつという状況であります。

図書館は、他の施設と比べ、その性格や利用層が異なりますし、一人で来館する子どもも多いことなどから、午後9時までの開館は安全面などで大変心配な面もあり、午後7時閉館が適当であると考えております。

2点目でありまして、館長には町職員の配置をと、図書館協議会の権限の強化ということでもあります。

指定管理者移行後も、館長は当然配置することとなります。

仕様書におきまして、指定管理者に対し、有能な、能力を十分備えた館長の配置を指示しております。

図書館長としての、能力を十分備えていれば、身分が町職員でなくとも、図書館を運営する上で問題はないと考えております。

原則として、毎月定例的な会議を、町の担当者と指定管理者との間で開催をいたしますので、町からの要望等につきましては、その際に十分伝えることは可能であります。

また、現場からの報告も受け、問題等が発生した場合、双方協議の上、適切な対応をする

こととなっております。

従いまして、町教育委員会の施策・方針が堅持されることは、担保されていると考えております。

図書館協議会の権能、位置づけにつきましては、図書館法第14条に示されているとおりであります。

今後も引きつづき、図書館協議会につきましては、その能力を図書館運営に十分反映していただく予定であります。

当然、協議会開催の折には、指定管理者も出席していただき、ノウハウを生かした様々な提案を出してもらえるものと考えておりので、より実のある協議会になるものと思っております。

続きまして3点目、分館等の設置、自動車文庫等の検討についてであります。

武豊町の図書館は、町のほぼ中央に位置し、道路の整備状況も大変良好で利用しやすく、町内だけではなく近隣市町からも多くの利用者がございます。

広い行政面積を持つ町や道路状況が悪く、地域間の移動に苦勞するような所では、分館等の設置や自動車文庫等の巡回は大変効果的だと思われま。

しかし、当町におきましては、比較的町内の移動が容易であり、図書館まで来られる方々の、利用の方々のストレスも比較的少ないのではないかとと思われま。

分館や自動車文庫等の巡回につきましては、費用対効果を考えた場合、武豊町の場合その必要性は低いと考えております。

4点目でありま、学校図書館との連携、学校図書館の一般公衆の利用、ブックポストの設置ということでありま。

まず学校図書館との連携自体は、現在も年1回から2回程度の合同会議を開催をしております、図書館への要望等のとりまとめを行っております。

また、年間6000冊に及ぶ団体貸出や直接学校へ職員が出かけていき、本の紹介などをするブックトークなどにより相互連携を図っております。

指定管理者移行後も、引きつづき連携強化を図って参ります。

次に、学校図書館の一般公衆の利用であります。

学校図書館法では、支障のない限度においてのできる規定としておりますが、本来、学校の図書館は法律の定義において、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校に必要な資料を、児童・生徒、教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられております。

従って、もともと一般公衆の利用を前提として設置をされていませんので、いくつかの課題があるかと思いま。

まずは運営におきまして、開館日ですとか、開館時間、サービス内容などの問題、また学校図書館のコンピュータシステム等の変更及び専従職員の配置など、費用や人的問題があります。

施設面におきましても、学校内における防犯上のセキュリティシステム等が必要であるとと考えております。

このようなことから、現時点では考えておりません。

次に、ブックポストの設置の件であります。

今回選定をされた指定管理者からは、ブックポストの設置につきまして前向きな提案をされており、ノウハウを持っております。

設置場所の調整ができましたら、設置をしていく体制を整えております。

5番目、個人情報の保護でございます。

指定管理者移行後も、個人情報の保護につきましては、これまでどおり、厳しい体制で対応してまいります。

仕様書におきましても、武豊町個人情報保護条例の遵守を義務づけております。

今回選定された指定管理者も、個人情報保護の体制を整備している業者に与えられるプライバシーマークを取得しておりまして、全社を挙げて個人情報保護に取り組んでおる会社であります。

当社は、全国の図書館におきまして、指定管理者業務を展開しており、個人情報保護のノウハウを十分持っておりますので、これまでどおり個人情報保護につきましては十分対応可能と考えております。

6点目、ICタグについてであります。

ICタグシステムといいますのは、梶田議員からご紹介がありました、電波を利用してICチップに記録された情報を特殊なリーダーで読み取るものであります。いままでのバーコード方式との大きな違いは、非接触で情報の読み取りが可能であること、多くの情報がチップに登録できることなどです。

図書館におきまして、このシステムを利用する場合、その利点は本の自動貸出、返却が可能となり、プライバシー保護につながることで、複数冊の本の一括貸出、返却が可能になること、不正持ちだしの抑制が期待できることなどが考えられます。

当図書館では、バーコードを利用しておりますが、バーコードをスキャンすればその本の情報はすぐに読み取ることが、現在でも可能であります。

ICタグの導入には、ICタグ自体が1個あたり数十円以上いたしまして、バーコードの十倍以上の価格となっております。

また、リーダー等の周辺機器も現在のシステム機器から変更する必要があり、相当の費用が必要となります。現在の蔵書冊数から考えますと、初期導入費用だけでも数千万円規模の費用が必要となってまいります。また、ランニングコストも相当額が必要となります。従いまして、今後の研究課題として検討して参りたいと考えております。

以上です。

梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問：この指定管理者導入に当たっての議論、そもそもというところで縷々申し上げてきたところでありますけれども、武豊町立図書館は、館長からも教育部長からも機

会をみて報告がされて参りました。

県内でも、本当のトップクラスの図書館機能の発揮をして、住民のみなさんにも愛され、利用されてきたという素晴らしい実績を持った図書館として、一生懸命みなさんのご努力に本当に感謝している一人であります。

そういう、単にデザイン的に水上図書館で注目を浴びてきたというだけではなくて、中身においても実績においても素晴らしい実績を重ねてきたということ自身は、私も高く評価しているところであります。

そういう素晴らしい図書館、そして住民のみなさんから、多くのみなさんから愛され利用されてきた図書館を、いま、なぜ、民間委託かと指定管理者導入かということに、驚きと同時に非常に危惧を感じている一人であります。

報告のあった図書館流通センター、TRCは民間の企業でありまして、決算報告書を見せていただきましたが、町の水道会計と同じように、営業利益等々が記載されております。

因みに、第32期、平成22年のデータを見ましたら、営業利益が17億256万円、経常利益で19億609万円、当期純利益で10億8246万円、こういうように利益を計上して決算報告書を発行して民間企業であります。

民間企業は、言うまでもなく、慈善団体、慈善事業家ではありません。利益を挙げることを目的にして、この報告がこのようにされているように、億あるいは十億円単位の利益を挙げております。企業としては、立派な企業だと思います。

ところが、図書館というのは、そういう金儲け、企業活動になじんだ施設なのかということが問題であります。

図書館法の第9条には、資料の利用については、図書館の利用についてですね、無償を原則としているということですから、図書館を管理・運営するところから利益というものは出てきようがないですね。どこから

利益を得るのかということになれば、人件費を削減したり、委託料の範囲を下回って人件費を削減することぐらいしかないですね。

あるいは、図書の購入は、定価でなければならないという規定があって、TRCのカタログを見ますと、丸善も配下に入っている企業、TRCなんで、そういう定価販売ではないルートからの納入が可能だという記載があります。ですから、そういう部分で安い本を購入するという道は、あるいはあるのかも知れません。しかし、それは本を、冊数をたくさん購入する、資料をたくさん購入するという意味で利用できるだけで、そこから利潤が出てくるわけではありません。定価が1000円で、その番外の、安い価格の本が500円だとして、500円で丸善から買ってTRCが武豊図書館へ定価の1000円で納めるなんてことはあり得ない話しですから、あってはならない話ですから、そこからも利益はでてきません。

そうすると、結局、人件費で利益を捻出することしかあり得ないですね。

それとか、必要経費以上に委託料を、言葉が悪いですけども、吹っかけて、10億円で運営されるところを13億よこせと、教育部長や教育長は、ハイ分かりましたと13億円でハンコをつきましようということになれば、必要経費が3億円出てきて利益が計上されるということでしょうけれども、そんなこともあり得ない。

そうなりますと、結局、人件費というところで、いま職員をふくめて十数名で運営されておりますけれども、果実の報告では17名で指定管理を受けるという報告ですから、その人件費の削減ということにならざるを得ない。そういう点で、官製ワーキングプアという言葉もマスコミ上でいろいろ言われておりますけれども、そういうことの片棒を武豊町自身が担うことになりかねないということにもつながります。

そういう点で、大変危惧をしております。

そういう抑も論を時間をかけているわけにはいきませんので、少し具体的におたずねしていきます。

1点目の開館時間を早めて、閉館時間を遅らせて、トータル2時間はニーズに応えると言っておられるわけですが、こういう場所でも、私だけじゃなくて他の会派の議員も含めて、サラリーマンの多い武豊町の特徴として、午後9時まで、あるいは他の公共施設で言えば午後10時までという声もありましたけれども、閉館時間の延長を求める声が度々出されましたね。

ですから、子どもたちも利用するので、閉館時間をさらに遅らせた場合には、安全上問題が懸念されるという部長のお話ですが、それはすです。子どもたちが、小学生が兄弟で、2人3人で来たということであれば別ですが、そういう場合は保護者が多分同伴して利用されると思いますし、何よりも一般の町民に、多くの成人が会社の勤めを終わって図書館へ資料を借りに来る、あるいはそこで閲覧をするということでの便宜を考えれば、やはり9時10時の閉館というのは、ぜひ、検討してもらいたいと思うんですね。

それで、この企業概要を見せていただいて、全国で300近い図書館を担当しておられるようですが、そういうことはノウハウもあるし、体制もあると、要望には受けて立つという記述もあるわけですが、私は後の項目も含めてTRCは非常に積極的に経営しておりますね。町から示した仕様書だけでなく、我が社はこういうサービスを提供しておりますと、こういうこともできますと言ってPRもしているわけです。

そういう点で、さらに1時間あるいは2時間、午後7時から8時まであるいは9時までというふうに延ばした時に、それぞれどれくらいの委託料の増額が必要なんですか。

各務正巳教育部長答弁：開館時間の問題ではありますが、まず、午後7時までというのは、私どもの提案であります。

これにつきましては、各施設の延長時間というのは今回の議会でも質問がございました。しかしながら、各施設の性格というものを十分考えていただきたいということでもあります。

仮に、図書館であれば、サラリーマンの方が確かに7時以降会社が引ける方が中にはお見えになるかと思えます。しかしながら、図書館で読書をするというのは、ご家庭でもできるのかなというふうに考えております。そしてまた、そういうお勤めの方が365日毎日休みがないのかということ、そうではないのじゃないのかと。

いま月曜日休館ではありますが、いままで祝日の月曜日は休館でありました。これも開館をいたします。

そういうことから考えた場合、午後7時の閉館でみなさんには不自由な方もあるかも分か

りませんけれども、基本的に7時で充足できるのではないのかなということで、われわれからの提案です。

それで、その委託料であります、仮に例えば9時10時まで延長した場合につきましては、いま委託料等はプロポーザルの中で提案されてきております。それは、あくまでわれわれの仕様書に基づいて試算しておりますので、今後、例えば2年目3年目について、町の方針として開館時間を延長するんだという方針になれば、その段階で業者と再度交渉・調整ということになるかと思えます。

梶田稔議員質問：ということですので、改めてさらに1時間2時間の、来年度再来年度、5年間の契約ですから、その間の実績を見ながら、住民からの要望などを斟酌していただいて、検討の余地を残して、また契約時に相談していただきたい。

その場合、いま部長の言われますように、教育委員会、町の側から、こうしたいということをごひ言っていただかないとTRCの方も検討の俎に載せないということもありますので、ぜひ、俎に載せるように積極的な提案をお願いしておきたいと思えます。

2点目に、武豊町としての施策・方針がされる必要があるということで、具体的には館長の配置などを提起させていただいたわけですが、ぜひ、月に1回ですかそういう場所を設けるので、間違いなく担保されるというお話でありますし、このカタログを見ますと非常に有能な館長を用意していると、任しておきなさいと言わんばかりの文言になっておりますけれども、町立図書館ですね、あくまで町立の図書館であってTRCの図書館ではないわけですね。

そこのところをはき違えてもらっては困るという懸念から申し上げているわけで、もう丸投げして、立派な実績もあるし、全国各地で管理運営に豊かなノウハウを持ってしっかりして担当しておられるんで、良きに計らえということでは、これは困るということ、この懸念から申し上げているわけです。

ですから、あくまで町立図書館の管理運営の、最終責任は教育長にあり、文字通り最終的には町長にあるということだけは、腹に収めて対応してもらいたいということだけは念を押しておきたいというふうに思えます。

図書館運委員会も、機能をきちっと発揮するというご藤弁ですので、ぜひそうしていただきたいということだけ念を押しておきたいと思えます。

それから、具体的な措置について3番目に提起をさせていただいて、これは図書館法に基づいて提起しているわけですが、このTRCのカタログを見せていただいても、いままでの実績としても各地の図書館で実績を積んでいることばかりですね。

やる気満々、ブックポストも分館も、それから巡回図書館も実績はあります、やってほしいと言われればいつでもやります、受けて立ちますという文面になっているわけです。

それで、いろんな議論の場所でも同じことが言われるわけですが、武豊町は25平方キロのこぢんまりした行政面積で、端から端まで行っても自動車で20分30分あれば移動できるという話が、もう機会あるごとに出てくるわけですが、図書館というものを考えたときに、本当に自分の手の届くところに本があると、極論すればですね、そういう状態を如何に造る

かということだと思っんです。

幼児から、それこそ高齢の方は年齢制限なしに80歳でも90歳でも100歳でも本に親しんでほしいわけですね。そういうことを考えたときに、本当に手の届くところに絵本から歴史の本から図録から、本当に町にあふれているという状況をイメージして、ぜひ、検討していただきたいと思うわけですが、行けば図書館は町の中央部にあって、端から行ったって10分20分で車で行けるよと、その通りですね。

しかし、こういう場所でも議論がある、障がい者の問題、介護の問題、いろいろ議論があるように、移動困難者もいる、そのためのコミュニティバスもあるとは言うものの、そういう人たちに本当に文化に親しんでいただく、本に親しんでいただくという機会を充実してほしいわけですね。

そういう点で、こぢんまりした町だから中央に1か所で十分だというのではなくて、折角TRCがノウハウを持ち提案もしているわけですから、ぜひ、検討していただきたいと思っますけれども、もう一度見解をお願いします。

各務正巳教育部長答弁:非常に、できれば大変良いことだというふうには考えております。

分館ですとか、自動車文庫もそうでありますけれども、確かにTRC等でそのノウハウが載っております。しかし、行政として継続的に運営をして行かなければなりません。

いままでの直営方式の時点では、人的な面、経費的な面、いろんな面で確かに難しいというご答弁でいままではしておりません。

今回、指定管理者に移行した以降も、その指定管理者が可能であっても、次の5年後にはどうなるのかということになった場合、その段階でできませんということでは、これは済まされないとこのふうには思っます。

従いまして、それを始める前には、やはり行政としてどうこのふうにしていくのか、われわれ現時点での考えでは、言い訳になりますが、町のこの行政面積、そして利用の交通便、いろいろ勘案した中で、今の図書館を利用していただいて、住民のみなさんにはそこをご利用いただきたいというふうには考えております。

梶田稔議員質問:もう少し、町全体のことに目を向けて、考えを向けていただきたいという思っが、本当にするんですね。

今度、南部子育てセンターが旧JAの支所跡に整備されてきつつある。それから、何年前からのことですがけれども、老人憩いの家も児童クラブも各地に設置されてきていると、そういう公共施設、あるいは公共施設に準ずる施設等が、幸いにして各地に散在しているわけですね。

例えば、地区公民館は町の所有物ではないにしても、半ば公共施設として地域のみなさんに利用されております。そういうところに書架を一つ二つ置いて、そこへ行けばいろんな本が用意されていると、場合によっては図書館からの出張、出前もあると、読み聞かせもあるという、町全体が図書館をキーステーションにして、分館あるいは配本所、ブックポスト、本当に網の目のように張り巡らされているということをおイメージしたときに、わくわくする

ようなイメージが湧いてきませんか。そういう武豊町にしてほしいですけれども、5年後にどうなるか分からんというんでは、そんな心配のあるようなTRCかと言いたくなるんですけれども、そういう夢の湧く、わくわくするようなネットワークをイメージして、TRC折角導入するわけですから、指定管理者制度そのものには私は批判的な見解を持っております。けれども、もうほぼ100%決まった以上はTRCのノウハウも100%120%発揮して武豊の町づくりに貢献してもらいと思うんですけれども、もう一度、くどいようですけれども。

各務正巳教育部長答弁：夢のあるお話であります。

分館という位置づけではなくて、設置というのか、その場所さえあれば、そしてその本をその場所で管理をしていただける方がおれば、それはいま現在ある図書館の本を選書していただいて、例えば100冊200冊単位で、2か月3か月交替でそれを入れ替えるということは十分可能です。現在、それは学校でやっております。

従って、そういうふうなものが、その設置場所とそこに従事する職員なりパートなり手配がつけば、それは可能だと思います。

いま現在では、分館としての位置づけ、教育委員会として分館として位置づけるということまでは、ちょっといたしかねるということでもあります。

梶田稔議員質問：教育部長、なかなか厳格な認識の持ち主のようで、分館と私は名前にこだわっているわけではありません。

いま言われたように、書架があって、100冊200冊いろんな種類の本が置いてあって、公民館へ行けば本があると、どこどこへ行けば本があると、じゃあ絵本があそこにあるから2歳3歳の子どもを連れて母親がそこへ出かけていくと、そういう町の雰囲気、ネットワークをイメージしているわけで、分館と名が付かなきゃ意味がないなんという形式的なことを言っているつもりはありません。

ですからいま部長が言われたように、そういうことであれば、ぜひ検討していただいて、本当に公共的な施設、公共施設に準ずるような場所にはどこへ行っても本がある、絵本がある、図録がある、そういう町のイメージをぜひ近いうちに作り上げていただきたい。

それには、TRCは折角そういうノウハウを披瀝して、こういうことが私どもにはできませんと言って提案をされているわけですから、ぜひそういったノウハウを生かして、本当に夢のある町づくりを進めていただきたいと思います。

それで、4番目の学校の図書館について、ちょっと触れておきたいと思うんですが、学校図書館というのはどういうものかというのは部長が答弁されたとおりです。それを否定するつもりはありませんけれども、折角、学校図書館法に、紹介しましたように、教育に支障のない限りという前提を設けて、公衆の利用にも供することができるということですね。

ですから、学校図書館、例えば就学前の子どもさんをお母さんが連れて、中央図書館へ行くまでもなく近くの小学校・中学校の図書館を利用させていただくという道の道を開いてほしいという意味を提起しているわけです。

もちろん、セキュリティの話とか、施設の整備の問題だとか、いろいろな条件をクリアしなきゃいかんことは当然ですけども、そういった検討をしていただいて、近い将来、道を開いていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

各務正巳教育部長答弁：先ほど答弁させていただきましたけれども、現時点では難しいと考えますが、これも端から100%否定するものではありません。いろいろな条件を整えば、それは可能かと思いますが、今後の研究課題ということでさせていただきたいと思います。

梶田稔議員質問：それで、学校図書館の拡充については、以前も一般質問で取り上げたことがあるんですが、その後もう数年経っているものですから、現状どうなっているかと思って担当から資料をいただきました。

残念ながら、事態は変更、改善されていないんですね。

文部科学省は、学校図書館について、蔵書基準を示して満たす努力をなささいという指導をしておられるわけですが、二つの中学校、四つの小学校で、残念ながら一つの中学校と二つの小学校が80%台、90%台で蔵書基準を満たしていないですね。

これは、なぜ、こういうことになるのか、どういう努力をしておられるのか、実際と見解を伺いたいんですが、このほど地域活性化の交付金制度があって、武豊町には700万円、300万円という配当があって、図書の購入に充てているという報告があったんですが、その交付金による購入冊数3000冊という相当数の図書を、資料を購入しているわけですが、その内容と各学校への配本の実態について、併せてご説明いただけますか。

梶山宗平学校教育課長答弁：はい、それでは、お答えいたします。

まず、11月中旬現在におきましては、予算730万円のうち金額としまして557万円ほどの執行状況でございます。

その段階での充足数を報告いたします。

まず、武豊中学校で433冊、富貴中学校で440冊、計873冊。武豊小学校で653冊、緑丘小学校で841、衣浦小学校で520、富貴小学校で421、小学校の計として2435、合計3308でございます。

今後の予定としまして、標準単価で計算しますと1025冊ということで、合計4300余の執行ができるものと考えております。

梶田稔議員質問：どうも学校図書館の扱いについて、成り行きに任せているようで仕方がないですね。

例えば、武豊中学校は蔵書基準に対して2194冊も足りない状況で、充足率87.4%で、今度は433冊配本したと。まだ1600、700冊も足りない状況がそれでもなお続くわけですね

平均主義で、3000冊も購入したから、大体、400冊から500冊、600冊とって配本しているように見えてしょうがないので、富貴中学校は既に基準をオーバーして10

6%、緑丘小学校は981冊足りないわけですが、今回の配本では840冊、こういうことで実態を改善する努力の跡は見られるわけですが、やはり基準をクリアしてなお前進するという具体的な手立ての跡が見えないんですけれども、これはやっぱり重点的に基準を下回っているところには手当をするという配慮が必要だと思うんですが、そのあたりの考え方をもう一度お聞かせください。

靄山宗平学校教育課長答弁：武豊中学校の充足率につきまして補足説明といたしますか、武豊中学校は公舎改築に伴いまして、実はかなり本の整理統合をしております。

この過去3年間におきまして、1325冊を廃棄図書としておりますので、充足率が100%にはなりません、それを加えますと95%程度にはなろうかと思えます。

いま梶田議員からのご指摘であります、当然、私ども充足率が標準冊数に達するように願っております。しかしながら、毎年の予算を計上し、購入し、廃棄をしなければ100%は優に達しているものと考えております。

ただ、やはり傷んだもの、それとか全国学校図書館協議会で廃棄基準がございますように、内容だとか資料とか表記が古くなって、利用価値を失った図書につきましては、私どもが特に制限を加えなくて学校現場に合わせておりますので、今後もその蔵書数につきましては、標準冊数に達するように努力して参りたいと思えます。

梶田稔議員質問：もう議論の時間がなくなってきましたので、要望だけしておきます。

学校図書館との連携も、TRCは非常に積極的に提案をされております。司書数を見ても、職員は各図書館に1人ずつ配置されておりますけれども、有資格者は富貴小学校の1人だけです。

貸本屋の店番をやっている人ではないわけですから、やはりレファレンス機能の研修も受けて、しっかりできる人を配置してほしい。TRCもそういうことはしっかりやっているし、やりますとノウハウも十分持っておりますと言っておりますので、この学校図書館の機能の拡充についても、司書の配置の増強についても、拡充についても、併せて検討していただくこと。

それから、ICタグの導入についても、経費がかかる、当然です。2000万3000万という初期投資があるだろうと思えますけれども、やはり図書館機能をフルに発揮するためにも、武豊だけじゃなくてそれこそ全国、極論すれば全世界の図書と連携を執るという意味においても、ぜひICタグあるいはそれに類するシステムの導入については、これはもう図書館の改修時に検討するしかないと思えますので、そういう場合には俎上に載せて検討していただきたいと思えます。

要望だけしておきます。

第2問は、直接質問して個別の、1問だけですから、お答えいただきたいと思えます。

第2の質問は、介護保険料の引き上げを抑える問題についてであります。

資料によりますと、第4期3980円のもの第5期では4700円余りにアップするとい

うことが運営協議会で検討されたようであります。

それで、いまの経済情勢等からみて、さらに抑制してもらいたいわけですが、財政安定化基金を国で検討する、準備基金の取り崩しも検討するという答弁がありました。

それで、財政安定化基金については、知多地方の首長さんが連名で県へ要望を出しました。これは画期的なことで、本当に期待をしているわけですが、そういう準備基金を取り崩し、あるいは財政安定化基金の操出を県に要請して実現するというを前提にして、この4700円はもっと下げられるんじゃないかと思いますが、試算があれば示してください。

小坂延夫厚生部長答弁：ご案内のとおりであります。私どももぎりぎりのところでやっております。端的に申し上げますと、1000万円を投入いたしましても月額に直しますと30円程度ということは十分ご承知のことだと思いますが、可能な範囲で努力はいたしておりますが、私どもが計画案に示させていただいたところが現段階での最大の努力であります。

以上であります。

梶田稔議員質問：1000万円注ぎ込んでも保険料は30円、されど30円ですよ。それは、最大限、最後まで努力をしていただきたい。

と言いますのは、厚生労働省の部会では、下げるどころじゃない。もっと上げる相談をしているでしょう。ですから、10円20円といえども、最後まで努力していただきたいというふうに思いますし、それから部長は前の質問者にも低所得者への配慮をしたと仰いますけれども、資料で試算してみますと、第3段階を2分化することによって第3段階の軽減措置をとったところで年額216円、月額で18円下がったということですが、他の第8段階までのみなさんは全部20%を超える値上げになっている、それはお認めいただけると思うんですが、これは平均的に多段階にして全体の、第4段階の基準額を抑える努力はされたわけで、その努力は多としますけれども、低所得者への配慮をしたということには実態として合っていない。全部平均して20%引き上げているじゃないですか。

これは、配慮したことにはならない。

そういうことを指摘して、あと15秒ですから、さらにこれから最終的な段階に向けて努力をしていただきたいということを申し上げて、あれば見解を聞かせてください。

小坂延夫厚生部長答弁：ご指摘のことは十分承知しておりますが、当然であります。さきほど石川議員にもご答弁させていただきました中で、確実に高齢者が増えて来ますし、それから該当にかかる介護費用も増加しております。

そうした中で努力をさせていただいているということと、それから、いわゆる低所得者層につきましても、別途、ご承知かと思いますが、軽減・減免措置もございまして、あるいは生活保護対象者との関係もございまして、そういう意味合いも含めまして、第3段階の軽減につきましても、99.4%という形で下げる努力はさせていただいたつもりであります。

以上であります。